

2020年12月1日以降設置用

販売店様用



# 住宅用太陽光発電システム・蓄電システム カナディアン・ソーラー災害補償制度

(商品付帯契約特約付帯 動産総合保険)

世界トップクラスの確かな技術で、  
世界にも、地球にも優しい太陽光発電を。



充実の安心補償をお届けします。

POINT  
①

火災・落雷・風災・水災・  
飛来物などの損害を補償

POINT  
②

保険金額は  
1システムあたり  
200～1000万円まで

POINT  
③

システム設置完了日から  
長期の**10年補償**

# 住宅用太陽光発電システム・蓄電システム カナディアン・ソーラー災害補償制度

カナディアン・ソーラー災害補償制度は、住宅用太陽光発電システムを購入いただいたユーザー様に対して、「システム10年保証」や「モジュール25年出力保証」では対象とならない自然災害等の事故による損害を補償する制度です。

## 対象事例

火災・破裂・  
爆発



落雷



風災



ひょう災



雪災



水災



外部からの  
物体の落下、飛来  
接触、倒壊、衝突



## 対象機器



① 太陽電池  
モジュール



② パワーコンディショナ



③ モニタセット

④ 蓄電池・蓄電システム

⑤ V2Hスタンド

⑦ 架台

⑥ 接続箱

⑧ ケーブル等付属機器

## 補償期間

システム設置完了日から10年間となります。

## 保険金額

1システムあたり200～1000万円まで

## 加入料について

販売店向けマニュアルをご参照下さい。

ご加入いただいた販売店が設置した全てのカナディアン・ソーラー支給材が補償対象です。  
加入後は案件ごとの付帯選択ではなく、全案件付帯となります。

※上記供給資材のうち、カナディアン・ソーラー・ジャパンを通じて調達していない資材は、補償対象になりません。

※すべて設置工事完了日に供給されている部材に限りです。

※ご加入いただいた販売店様の全物件についてご通知いただく必要がございます。

※ご不明の場合は、ご調達先の弊社等にご確認くださいませようお願いします。

※本制度は、用途が住宅用(人の居住を用途とする建築物、集合住宅・共同住宅も含む)向けとなります。

※本制度の対象は、住宅の屋根上に設置される太陽光発電システム(野立ては対象に含めない)及び蓄電システムに限りです。全量売電・余剰売電ともに可となります。

※補償限度額1,000万円超及び50kW以上の案件は本制度の対象外となります。

## 補償の対象外となる主な事由

- ・被保険者または保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ・被保険者と生計を共にする同居の親族の故意によって生じた損害
- ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物、放射線照射または放射能汚染によって生じた損害
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- ・保険の対象のかしによって生じた損害
- ・保険の対象の自然の消耗もしくは劣化、ボイラスケール、保険の対象の性質による蒸れ、腐敗、変色、変質、さび、かび、腐食、神職、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵または自然発熱、その他類似の事由またはネズミ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた問題
- ・電気的または機械的的事故によって生じた損害(火災または破裂・爆発が発生した場合や、不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます)
- ・保険の対象に対する修理、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ・日本国外で生じた事故による損害
- ・保険の対象の設置場所を変更した後に生じた場合
- ・保険の対象を売却または譲渡した後に生じた場合
- ・太陽電池モジュール、パワーコンディショナ、モニタセット、蓄電池・蓄電システム、V2Hスタンド、接続箱、架台、ケーブル等付属機器、その他当社から提供した部材に現地加工や改造を施したことに起因する事故や損害
- ・経年現象による汚れや黒ずみ、埃の堆積などの経年劣化
- ・表示装置の液晶照度の低下、発電時の運転音などの変化など、発電性能に直接影響しない機器の変化
- ・ユーザー様(設置者)が加入している火災保険等で上記の補償内容に沿って補償される場合は火災保険等が優先されます。

このチラシはカナディアン・ソーラー・ジャパン株式会社の契約している動産総合保険の概要について説明したものです。保険の内容は販売向けマニュアルをご参照ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししている保険約款になりますが、ご不明な点は担当者または取扱代理店までお問い合わせください。この保険はカナディアン・ソーラー・ジャパン株式会社を契約者とし、購入ユーザーを被保険者とする動産総合保険です。

お問合せ窓口(災害補償制度事務局)

☎ 03-6276-3228

受付時間 / 9時～18時(土日祝日は除く) 問合せメールアドレス / csj@jlw.jp

事後後受付コールセンター

☎ 03-5682-9972

受付時間 / 24時間365日

【運営主体】カナディアン・ソーラー・ジャパン 株式会社

〒160-0022 東京都新宿区新宿5-17-5 ラウンドクロス新宿5丁目8階

【引受保険会社】東京海上日動火災保険株式会社

〒100-8050 東京都千代田区丸の内一丁目2番1号

【取扱代理店】東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社

〒103-0027 東京都中央区日本橋1-19-1 日本橋ダイヤビルディング8F

【事務局】日本リビング保証株式会社

〒151-0053 東京都渋谷区代々木3-28-6 いちご西参道ビル6階